下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成28年１月21日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　橋本　貴全　昭和40年12月15日生
税理士名簿登録番号　第86428号
税理士事務所　愛知県豊橋市東田町12番地の４
住所　愛知県豊橋市東田町12番地の４

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成28年１月22日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　長谷川俊晴　昭和33年８月３日生
税理士名簿登録番号　第86251号
税理士事務所　埼玉県越谷市大間野町２丁目199番地１パルコート越谷404
住所　埼玉県越谷市大間野町２丁目199番地１パルコート越谷404

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年１月21日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　松尾　重敏　昭和20年２月12日生
税理士名簿登録番号　第72724号
税理士事務所　東京都葛飾区東立石３丁目36番12号石井ビル
住所　茨城県古河市大堤183番地18

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び同法第46条の規定に基づき、平成28年１月21日から11月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　南　　基　昭和28年７月12日生
税理士名簿登録番号　第61132号
税理士事務所　東京都北区田端１丁目12番７号
住所　東京都文京区本駒込４丁目19番14号永山方

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年１月19日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　南出　隆夫　昭和26年１月16日生
税理士名簿登録番号　第42224号
税理士事務所　石川県金沢市松島２丁目73番地
住所　石川県金沢市旭町１丁目８番14号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年１月20日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山岸　聖誉　昭和47年７月13日生
税理士名簿登録番号　第102612号
税理士事務所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪590番地３
住所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪698番地６

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年１月20日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山口　　勝　昭和24年５月20日生
税理士名簿登録番号　第43602号
税理士事務所　大阪府大阪市天王寺区悲田院町８－26天王寺センターハイツ1201号
住所　大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目13番１号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年１月20日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成28年１月29日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山田　啓智　昭和50年２月６日生
税理士名簿登録番号　第104835号
税理士事務所　熊本県熊本市東区上南部２丁目１番90号
住所　熊本県熊本市北区鶴羽田２丁目10番28号

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成28年１月29日

農林水産大臣　森山　　裕

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 北海道網走郡津別町字最上384番<br>山林　910㎡ | 北海道 | |
| 北海道網走郡津別町字最上386番<br>山林　845㎡ | | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成28年１月29日

農林水産大臣　森山　　裕

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 岩手県奥州市胆沢区若柳字下横沢原527番<br>山林　1,870㎡<br>岩手県奥州市胆沢区若柳字下横沢原640番１<br>山林　1,669㎡ | 石川　三男<br>岩手県胆沢郡胆沢村若柳字横沢原387番地 | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成28年１月29日

農林水産大臣　森山　　裕